

平成30年6月20日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

仮想通貨の損失 ーハッキングによる不正流出、大幅な価格下落ー

平成29年には「億り人」という言葉が流行語と成る程価格が上昇し、また法的にも支払手段として認められた仮想通貨でしたが、平成30年になると状況は一変します。

平成30年1月には仮想通貨交換業者コインチェック株式会社からその取扱仮想通貨「NEM」がハッキングにより不正流出し顧客に約580億円もの損害をもたらし、またセキュリティ万全とされたブロックチェーンにも不正攻撃の可能性が指摘されるなど、仮想通貨に関する悪いニュースが相次ぎ、仮想通貨の価格は大幅に下落しました。

なお、コインチェック社の顧客についてはその後日本円による補償金の支払いがなされましたが、このような場合の損害、価格の下落による含み損等はどうのような取扱になるのでしょうか？

◎仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合

国税庁は4月16日コインチェック社の事案を受け次の取扱を公表しました。

顧客から預かった仮想通貨を返還できない場合に支払われる賠償金は、その金額で仮想通貨を売却した代金とみなされ、所得税計算上非課税とされる損害賠償金ではなく、「雑所得」の収入金額とされます。

従って、①補償金が仮想通貨の取得価額を上回る場合・・・上回る部分が「雑所得」に算入され、
②補償金が仮想通貨の取得価額を下回る場合・・・下回る損失部分を他の総合課税の「雑所得」から控除できることとなります。

*なお、法人の場合、補償金は特別利益（消費税非課税）、返還されない仮想通貨の取得価額は特別損失（消費税不課税）としていずれも課税利益の計算に算入されます。

◎仮想通貨の価格の下落による損失（含み損）

個人の所得税計算上、資産の評価損（含み損）を計上することはできません。

法人の場合は次の特定の場合一限り資産の評価損（含み損）の計上がみとめられます。

- ① その法人に法的整理や更生計画認可の決定等の一定の事実が生じた場合
- ② 法人が短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した仮想通貨で、その取引に専ら従事する者が取引を行ったもの（「短期売買商品」のうち「専担者売買商品」）の期末の価格が取得価額を下回った場合のその差額。
- ③ 法人が短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した仮想通貨で、その取得の日において、法人自ら仮想通貨の取得に関する帳簿書類において、勘定科目を区分することにより、短期売買目的で取得したことを明示したもの（「短期売買商品」のうち「帳簿記載短期売買商品」）の期末の価格が取得価額を下回った場合のその差額。

*期末の価格の大幅な下落というだけでは資産の評価損(含み損)を計上することはできません。